

川崎市防犯灯LED化ESCO事業終了に伴う次期事業手法の検討について

川崎市市民文化局市民生活部
地域安全推進課

1 現状

本市では、平成29年度からESCO事業を導入し、令和8年度までの10年間で約7万灯の防犯灯の維持管理を行っています。令和9年4月以降の次期事業手法について、民間活力の導入も含めて検討を進めているところです。

事業経過	年度	内容	防犯灯の定義	・夜間における犯罪の発生を防止し、公衆の通行安全を図るために設置するもの ・原則として、高さが地上から4.5m以上（歩道においては3.5m以上）で、かつ、電力供給会社等と「公衆街路灯A」契約を締結し、主に道路等を終夜照らす電灯 ・なお、共同住宅の敷地内を主に照らすことを目的とした照明灯、アーチ、ネオンサイン等の装飾を加味した照明灯及び駐車場又は駐輪場等の施設の照明灯などは除く。
	～平成27年度	町内会・自治会が設置・管理 （市は設置費の1/2及び電気料の9/10を補助）		
	平成28年度	ESCO事業基本契約 町内会・自治会の移管申請に基づき全灯調査の上、58,785灯のLED交換工事・既設LED17,856灯の維持管理を予定	仕様	①灯具 ②専用柱（川崎市設置分の鋼管ポール） ※灯具及び鋼管ポールの付属物を含む ※ESCO事業実施時に、町内会自治会から市に移管された既設専用柱（鋼管ポール、木柱等）については、建柱年が不明で、構造の詳細を把握できないものも含む。
		基本契約の変更（H29.3.31） 調査の結果49,931灯をLED工事に変更		
	平成29年度	ESCO事業本契約（67,787灯）		
	令和8年度	ESCO事業 サービス期間（10年間）終了（約7万灯）		

2 目的

今回の意見交換会は、次期事業手法の検討にあたり、包括民間委託やPFI等の民間活用手法導入の可能性のほか、業務の範囲や事業期間などについて、事業者の皆さまの御意見やご提案を収集することを目的に実施するものです。

ESCO事業の総括評価について

1 総括評価資料を参照

市民文化局民間活用事業者選定評価委員会（防犯灯ESCO部会）

URL：<https://www.city.kawasaki.jp/170/cmsfiles/contents/0000125/125911/bouhantou.pdf>

2 主な効果

- （1）ESCO方式の採用により、財政負担を平準化しながら市内防犯灯を一斉にLED化することができた。
- （2）コールセンターの設置により、不点灯対応は3営業日以内に復旧を行う等、市民サービスの向上とともに、要望に対して速やかな整備や維持管理の実施ができた。
- （3）防犯灯新設工事について、基準を満たすものは全て設置しており、要望数も減少傾向にあることから市内の防犯灯の充実が図られた。
- （4）町内会等に維持管理・設置の補助金で年間約4.77億円要していたESCO事業化前と比較し、ESCO事業導入後は物価高騰が発生している中でも年間約1400万円の事業費削減ができた。

3 留意点

- （1）ESCO事業でLED化した防犯灯の灯具寿命に伴う一斉交換（約5万灯）
- （2）町内会自治会からの申請に基づく、新規設置への対応（年150灯程度想定）
- （3）町内会自治会からの移管への対応（最大7,300灯）
- （4）今後想定される商店街灯の防犯灯への移管に関する要望への対応
- （5）町内会自治会や土地所有者、電柱事業者等からの申し出による撤去（廃止）対応
- （6）既設専用柱の老朽化への対応（適切な管理手法）

次期事業概要（想定）

1 対象

市民文化局管理の防犯灯（全てLED化）

2 規模（契約時）

防犯灯 約7万灯：電柱共架型（約6万灯）、専用柱型（約1万灯）

3 事業期間

10～13年 LED灯具の光源寿命に合わせた事業期間を想定

4 事業手法

- ・個別業務委託のほか、包括的民間委託やPFIなどの民間活用手法の導入を検討（下表）
- ・「次期事業の想定業務内容（次頁）」に対して、安定的で効率的な維持管理の実施が可能な手法

電柱共架型



専用柱型



個別委託	包括的民間委託	PFI
・新設工事・維持管理・運営について、それぞれ個別に仕様書を作成し発注するもの。 ・各委託仕様について連携の記載を明確化することが必要。 ・灯具の更新時期に合わせて集中的に予算を確保する必要がある。	・維持管理・運営を事業者に一括で発注するもの。（専用柱の新設工事は個別発注） ・コールセンター対応など柔軟な対応が可能。 ・灯具更新時期に合わせて集中的に予算を確保する必要がある。	・新設工事・維持管理・運営を事業者に一括で発注するもの。（ESCO事業とほぼ同じ内容） ・コールセンター対応など柔軟な対応が可能。 ・財政支出の平準化が可能。

次期事業の想定業務内容



KAWASAKI CITY

想定業務内容	備考
(1) 防犯灯設置維持管理の全体計画の策定 維持管理等の内容の全体計画を、市と連携して策定する。	専用柱の予防保全計画 を組み込む予定。
(2) 移管防犯灯のLED防犯灯への更新 町内会、自治会（商店会（仮））から移管を受けた蛍光灯や水銀灯等の調査及びLED灯具交換業務	商店会分追加の可能性については検討中。
(3) 通報受付 <u>24時間 365日、有人も含めて受付する問合せ窓口（コールセンター）を設置、運用</u> する。電子メール等での受付も可能とする。通報受付の内容を記録するとともに、不具合等修理については速やかに施工役割会社へ連絡し、作業経過や作業後の結果記録等の調整管理を行う。	
(4) 防犯灯維持管理システムの構築と運営 本市の保有する位置座標を含むデータをもとに、本市と協議の上、維持管理システムを構築する。灯具交換、修理、移設、撤去、新規設置等の作業情報は、随時データ更新する。また、本市の共通基盤GISシステム等地図情報の更新ができるようデータを提供する。	事業開始前のシステム構築 及び事業開始後の作業情報の 定期的な反映 、誤情報の修正等管理運営について要協議。
(5) 業務の記録及び報告 作業実施時は、随時、システムに記録しておき、月次報告は、3月分を除き、翌月●日以内に提出する。非常時の対応報告は、発生後速やかに報告する。3月分は3月31日までに提出する。鋼管ポール的基础設置等作業後の目視確認ができないものについては、仕様どおりに施工できているかが判別できるように必ず作業前後に写真を撮影し、報告にまとめる。その他の作業においても必要に応じ、作業前後がわかるよう写真を撮影する。	

想定業務内容	備考
(6) 管理用名称札の作成・管理 管理番号を明示した管理用名称札を作成し、灯具の新設や灯具の更新にあわせて設置する。設置は、灯具1灯につき1札とする。 なお、作成にあたっては、現在の管理用名称札（図のとおり）を参考に、市民にとってわかりやすいものであることに留意する。	専用柱の予防保全計画 を組み込む予定。
 図 管理用名称札のサンプルと設置写真	
(7) 灯具更新 灯具の交換・更新は、事後保全、予防保全のいずれも可とする。ただし、不点灯等の不具合の通報のあった灯具は、「(10) 不具合修理等」のとおり修理等を行う。	
(8) 専用柱の定期点検 既設専用柱について、 経年劣化確認のための点検調査を実施 する。期間を統一するか柱の劣化状況に応じた年数に分けるか協議が必要。また 調査状況の管理 を適正に行い、 市に提出 することとする。	現行での対応なし。次期事業で新たに追加予定。
(9) 現場調査 通報や市から依頼のあった日以降に対応行う。	
(10) 不具合修理等 通報のあった不点灯等の不具合については、その不具合を解消するため、灯具の交換や不具合箇所等の修理を行う。架線修理は、既存架線を撤去し新しく架線を引き換える。通報等を受けた日の翌日から●営業日以内に完了する。	専用柱の予防保全計画 を組み込む予定。

次期事業の想定業務内容



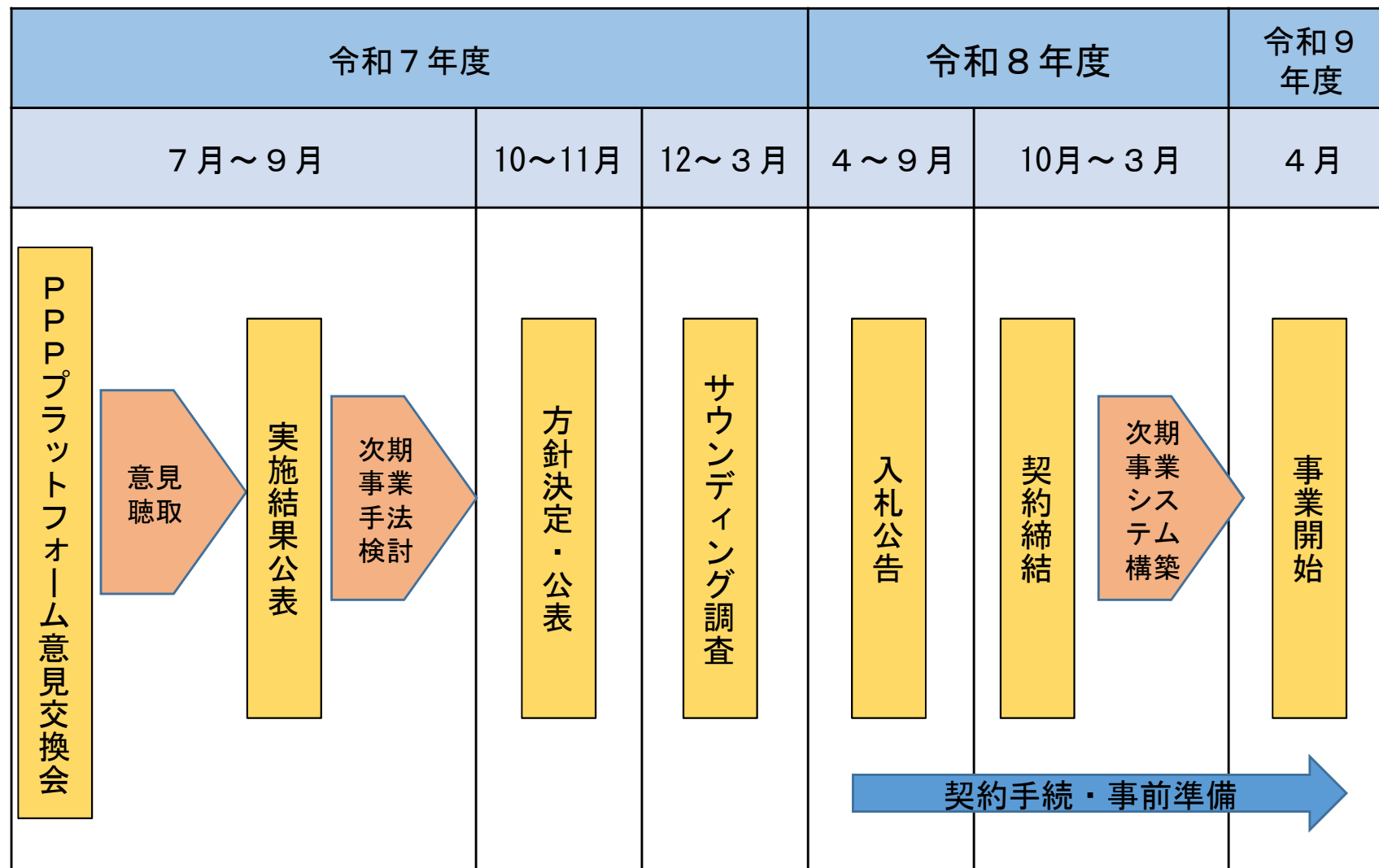
KAWASAKI CITY

想定業務内容	備考
(11) 灯具の設置、撤去、移設、向き高さ変更等 町内会、自治会や土地所有者からの依頼に基づき、市から対応依頼受領後、灯具の設置、撤去、移設、向き高さ変更等を行う。また、必要に応じて、東京電力への申請・調整（新規・廃止・設備変更・減設など）を行う。	
(12) 既設専用柱の撤去 既設専用柱の撤去は、専用柱、基礎、専用柱に設置されている灯具、架線及び付属物を撤去し、撤去した後の地面（舗装）を復旧する。なお、経年劣化が著しく進行した専用柱等は、安全面を優先し、速やかに「(18) 緊急時対応」により撤去するものとする。	
(13) 専用柱の予防保全（経年劣化の著しい専用柱の撤去、建替え等） 「(1) 防犯灯管理計画書の策定」や市からの依頼、「(8) 専用柱の定期点検」をもとに、 <u>経年劣化の著しい既設専用柱の撤去等を行う。</u> 専用柱の撤去は、「(12) 既設専用柱の撤去」のとおり実施する。必要に応じて、近隣に灯具の添架されていない電柱のある場合は、電柱への灯具移設を行い、建替え工事（同所又は近接地での専用柱再設置工事）を実施する。	現行内容から（8）の内容を追加予定。
(14) 電力会社との契約変更手続及びその関連業務 「(2) 移管防犯灯のLED防犯灯への更新」に係る町内会、自治会（商店会（仮））移管防犯灯契約の本市への切り替え。	<u>商店街灯を市に移管する場合は、本市への防犯灯契約の切替えを行う必要あり。</u>
<u>(15) 既設LED防犯灯のうち、寿命を迎えるものの更新工事</u> ESCO事業開始時に移管で受け入れた <u>既設LED防犯灯</u> については、更新計画を定めて <u>更新を行う。</u>	<u>一斉更新とは別の既設LED防犯灯更新計画。</u>

想定業務内容	備考
(16) 電柱共架型防犯灯の新規設置（町内会等の年一回の申請に基づく） 町内会、自治会からの電柱共架型防犯灯の新規設置申請を受けた際は（相談受付は市の対応）、市と連携して設置場所を選定し、期日までに新規設置を行う。	設置期日の設定について要相談予定。
(17) 専用柱型防犯灯の新規設置（町内会等の年一回の申請に基づく） 町内会、自治会からの専用柱型防犯灯の新規設置申請を受けた際は（相談受付は市の対応）、市と連携して設置場所を選定し、期日までに新規設置を行う。なお、専用柱は新品（未使用品）を用いることとする。	設置期日の設定について要相談予定。
(18) 緊急時対応 <u>緊急で対応すべき事象は、平日・土休日、日中・夜間に関わらず連絡を受けてから業務従事者を対象現場へ派遣し適切な処置を行う。</u> 事故等で、灯具や専用柱（鋼管ポール）が道路交通に支障をきたす場合などについて速やかに対応すると共に、仮復旧などの応急処理を行い、交通安全の確保を行う。	
(19) 安全対策 各作業において、安全や通行に支障のないように、必要に応じて交通誘導員を配置する等の安全対策を行う。	
(20) 大規模な災害時の対応 大規模な災害（激甚災害に指定されるような災害を想定）が発生し、市が必要と認めるときは、別途、緊急的な作業を要請することがあるので、事業者は、応じるよう努めるものとする。なお、当該契約の締結等については、別途協議する。	

今後のスケジュール（予定）

※包括的民間委託の想定スケジュール



※決定手法によってスケジュールが異なります。

ご意見をいただきたいこと

1 事業手法

- ・最適と考える事業手法（個別業務委託、包括的民間委託、PFI方式など）とその理由（導入効果、予算感など）

2 業務内容

- ・対象とする業務の範囲（想定業務内容への対応可否について）
- ・市場性のある事業規模について（市内一括、3地区、各区ごと など）
- ・灯具更新の時期（一斉更新、分割更新）について（費用の比較も含む）
- ・町内会等の移管希望に伴う調査、更新工事について（期間や懸念点等）
- ・緊急時の体制及びコールセンターの体制の予算感
- ・（個別業務委託の場合）各事業者（整備、維持管理、運営）の効率的な連携について

3 事業期間

- ・望ましい事業期間
- ・システム構築に要する期間

4 企業間の連携

- ・【大企業様向け】市内中小企業との連携方法
- ・【中小企業様向け】参画方法

5 その他

- ・事業実施にあたり事前に市で調査・実施すべき事項